

## 地方公共団体さまへの賠償に係るご案内

平成 25 年 7 月 11 日  
東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」（以下、「中間指針等」）を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めているところでございます。

このたび、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払い対象となる賠償項目等につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 賠償金のご請求受付を開始させていただく項目（平成 24 年度分） について

以下の項目について、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を別紙のとおり開始させていただきます。

- ・水道・工業用水道事業に係る追加的費用・営業損害（別紙 1）
- ・下水道・集落排水事業に係る追加的費用・営業損害（別紙 2）
- ・廃棄物処理事業に係る追加的費用（別紙 3）
- ・食品衛生法にもとづく検査費用（別紙 4）
- ・学校給食等に係る検査費用（別紙 5）（※）
- ・牧草等の定点調査に係る検査費用（別紙 6）
- ・農畜産物等に係る追加的費用（別紙 7）
- ・民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害（別紙 8）
- ・ご被害者さま支援のために代わってご負担いただいた弊社が負担すべき費用（別紙 9）

※ 食品中の放射性物質に関する検査の実施状況等を踏まえ、原則として平成 23 年度までが賠償の合理的な期間と考えておりますが、外部要

因により十分な検査体制が整わなかった等のご事情を伺ったことを受け、子どもが日常的に摂取する学校給食等の特殊性等も踏まえ平成 24 年度までに限り、ご事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。

なお、上記以外の項目につきましては、弊社事故により大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識させていただき、個別のご事情等を踏まえつつ、適切に対応させていただきたいと考えております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 賠償金のご請求受付を開始させていただく項目（平成 23 年度追加分） について

### (1) 空間線量検査費用

弊社事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 23 年 12 月 31 日までの間に、住民のみなさまの放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために、地方公共団体さまが実施を余儀なくされた空間線量検査に係る必要かつ合理的な費用につきまして、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を別紙 10 のとおり開始させていただきます。

### (2) 学校等屋外プール水に係る検査費用

弊社事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあった福島県（市町村含む）以外の地方公共団体さまが実施を余儀なくされた学校等屋外プール水の放射性物質検査に係る必要かつ合理的な費用につきまして、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を開始させていただきます。なお、弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただきます。

なお、具体的に福島県内の地方公共団体さまと同様の状況にあったと認められる例としては、プールに利用する水道水から一定程度の放射性物質が検出されており、かつ政府指示にもとづく校庭の線量低減対策を実施した学校等屋外プール水の放射性物質検査が該当しうると考えております。

また、原則として平成 23 年度までが賠償の合理的な期間と考えておりますが、溜めていたプール水の排水を拒否されるなど、平成 23 年度にプールが利用できなかった等のご事情がある場合は平成 24 年度に限り、必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。これに該当される地方公共団体さまにつきましては、ご請求方法等について個別にご説明させていただきます。

## 3. その他

弊社事故に由来する放射性物質の除染費用につきましては、放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」）にもとづき適切に対応してまいります。

以 上

**「水道・工業用水道事業に係る追加的費用・営業損害」  
賠償金ご請求の受付概要**

**① 対象となる方**

下記の水道事業または工業用水道事業を行う事業者さまが対象となります。

- 特措法（※1）・政府指示等（※2）の対象で、特措法・政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま
- 特措法・政府指示等の対象で、取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま

※1 特措法の対象区域は、下記の都県となります。

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県

※2 政府指示等の対象区域は、下記の都県となります。

- ・水道水のモニタリングに係る政府指示等

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

- ・副次産物の取扱いに係る政府指示等

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

上記以外につきましても、弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

**② 賠償項目**

特措法・政府指示等または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲（※3）が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 (※4)	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費</li> <li>・ 検体配送費</li> </ul>
	検査機器の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンチレーション式サーベイメーター、個人線量計の購入費</li> </ul>
副次産物(※6)の保管・処分に係る追加的費用(※7)	委託費（契約変更・取引先変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染発生土等の封入、集積作業の委託費</li> <li>・ 汚染発生土等の運搬作業の委託費</li> <li>・ 汚染発生土等の維持管理の委託費</li> <li>・ 汚染発生土等のリサイクル・処分にともなう委託費</li> </ul>
	委託費（新規契約）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所の設営作業の委託費</li> <li>・ 処分工程の変更作業の委託費</li> </ul>

賠償項目	費用項目	具体的内容
(前頁の続き)	物品消耗品費等 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレキシブルコンテナバッグ、放射線遮蔽材、遮水シートの購入費</li> <li>・車両、重機の燃料費・レンタル費</li> <li>・仮囲い、土のうの設置費</li> <li>・仮設テントのレンタル費</li> <li>・電離放射線障害防止規則を遵守するための防護服、防塵マスク等の購入費</li> </ul>
副次産物の販売に係る減収	—	副次産物の取引制限、もしくは取引先から引き取りを忌避されたことによる副次産物の販売に係る減収

※3 特措法・政府指示等による事業活動に関する制限等や関連するガイドライン等の内容、取引先からの要請内容、および営まれている事業環境等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※4 「原水・浄水」、「発生土等」、「排水」、「特措法にもとづく施設の敷地境界の空間線量」の放射線測定に係る費用が対象となります。なお、水道水のモニタリングに係る政府指示等の内容を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

※6 100Bq/kg 超の放射性物質が検出された場合に対象となります。

※7 平成24年1月1日の特措法施行以前において政府指示等の対象であった事業者さまのうち、特措法の対象とならなかった事業者さまの保管に係る追加的費用につきましては、特措法施行前に生じた副次産物が対象となります。なお、特措法施行規則の改正(平成24年12月9日)以降にご負担された追加的費用につきましては、要件の見直し等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ③ ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・ 検査費用および追加的費用につきましては、会計年度が平成24年度までの費用がご請求の対象となります(会計年度が平成24年度であれば、支出日が平成24年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります)。
- ・ 平成25年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

### ④ ご請求受付開始時期

平成25年8月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室(コールセンター) [0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

**「下水道・集落排水事業に係る追加的費用・営業損害」  
賠償金ご請求の受付概要**

**① 対象となる方**

下記の下水道事業または集落排水事業等を行う事業者さまが対象となります。

- 特措法（※1）・政府指示等（※2）の対象で、特措法・政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま
- 特措法・政府指示等の対象で、取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま

※1 特措法の対象区域は、下記の都県となります。

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

※2 政府指示等の対象区域は、下記の都県となります。

岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

**② 賠償項目**

特措法・政府指示等または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲（※3）が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 (※4)	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等（※5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費</li> <li>・ 検体配送費</li> </ul>
	検査機器の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンチレーション式サーベイメーター、個人線量計の購入費</li> </ul>
副次産物（※6）の保管・処分に係る追加的費用（※7）	委託費（契約変更・取引先変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染汚泥・焼却灰等の封入、集積作業の委託費</li> <li>・ 汚染汚泥・焼却灰等の運搬作業の委託費</li> <li>・ 汚染汚泥・焼却灰等の維持管理の委託費</li> </ul>
	委託費（新規契約）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染汚泥・焼却灰等のリサイクル・処分にもなう委託費</li> <li>・ 保管場所の設営作業の委託費</li> <li>・ 処分工程の変更作業の委託費</li> </ul>

賠償項目	費用項目	具体的内容
(前頁の続き)	物品消耗品費等 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フレキシブルコンテナバッグ、放射線遮蔽材、遮水シートの購入費</li> <li>車両、重機の燃料費・レンタル費</li> <li>仮囲い、土のうの設置費</li> <li>仮設テントのレンタル費</li> <li>電離放射線障害防止規則を遵守するための防護服、防塵マスク等の購入費</li> </ul>
副次産物の販売に係る減収	—	副次産物の取引制限、もしくは取引先から引き取りを忌避されたことによる副次産物の販売に係る減収

※3 特措法・政府指示等による事業活動に関する制限等や関連するガイドライン等の内容、取引先からの要請内容、および営まれている事業環境等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※4 「汚泥等」、「焼却灰等」、「排ガス・排水」、「特措法にもとづく施設の敷地境界の空間線量」の放射線測定に係る費用が対象となります。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

※6 100Bq/kg 超の放射性物質が検出された場合に対象となります。

※7 平成24年1月1日の特措法施行以前において政府指示等の対象であった事業者さまのうち、特措法の対象とならなかった事業者さまの保管に係る追加的費用につきましては、特措法施行前に生じた副次産物が対象となります。なお、特措法施行規則の改正(平成24年12月9日)以降にご負担された追加的費用につきましては、要件の見直し等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ③ ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・ 検査費用および追加的費用につきましては、会計年度が平成24年度までの費用がご請求の対象となります(会計年度が平成24年度であれば、支出日が平成24年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります)。
- ・ 平成25年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

### ④ ご請求受付開始時期

平成25年8月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

### ⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成25年8月上旬を目処に

配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上



## 「廃棄物処理事業に係る追加的費用」賠償金ご請求の受付概要

### ① 対象となる方

下記の廃棄物処理事業を行う事業者さまが対象となります。

- 特措法（※1）の対象で、特措法にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま
- 特措法施行以前に政府指示等の対象で、取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま（※2）

※1 特措法の対象区域は、下記の都県となります。

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都

※2 特措法施行以前の政府指示等の対象区域は、下記の都県となります。

岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ② 賠償項目

特措法または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲（※3）が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 （※4）	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等（※5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費</li> <li>・ 検体配送費</li> </ul>
	検査機器の購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンチレーション式サーベイメーター、個人線量計の購入費</li> </ul>
副次産物（※6）の保管・処分に係る追加的費用（※7）	委託費（契約変更・取引先変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染焼却灰等の封入、集積作業の委託費</li> <li>・ 汚染焼却灰等の運搬作業の委託費</li> <li>・ 汚染焼却灰等の維持管理の委託費</li> <li>・ 汚染焼却灰等のリサイクル・処分にとまなう委託費</li> </ul>
	委託費（新規契約）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所の設営作業の委託費</li> <li>・ 処分工程の変更作業の委託費</li> <li>・ 埋立地の覆土、盛土作業の委託費</li> </ul>

賠償項目	費用項目	具体的内容
(前頁の続き)	物品消耗品費等 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレキシブルコンテナバッグ、放射線遮蔽材、遮水シートの購入費</li> <li>・車両、重機の燃料費・レンタル費</li> <li>・仮囲い、土のうの設置費</li> <li>・仮設テントのレンタル費</li> <li>・電離放射線障害防止規則を遵守するための防護服、防塵マスク等の購入費</li> </ul>

※3 特措法・政府指示等による事業活動に関する制限等や関連するガイドライン等の内容、取引先からの要請内容、および営まれている事業環境等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※4 「焼却灰等」、「排ガス・排水」、「特措法にもとづく施設の敷地境界の空間線量」の放射線測定に係る費用が対象となります。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

※6 100Bq/kg 超の放射性物質が検出された場合に対象となります。

※7 平成24年1月1日の特措法施行以前において政府指示等の対象であった事業者さまのうち、特措法の対象とならなかった事業者さまの保管に係る追加的費用につきましては、特措法施行前に生じた副次産物が対象となります。なお、特措法施行規則の改正(平成24年12月9日)以降にご負担された追加的費用につきましては、要件の見直し等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ③ ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・会計年度が平成24年度までの費用がご請求の対象となります(会計年度が平成24年度であれば、支出日が平成24年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります)。
- ・平成25年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

### ④ ご請求受付開始時期

平成25年8月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

### ⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成25年8月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室(コールセンター) [0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上

## 「食品衛生法にもとづく検査費用」賠償金ご請求の受付概要

### ① 対象となる方

政府指示等をもとに、食品衛生法にもとづく食品中の放射性物質検査の実施を余儀なくされた都県、保健所設置市および特別区の地方公共団体さまが対象となります。

※1 下記の都県、保健所設置市および特別区が対象となります。

- ・ 都県  
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
- ・ 保健所設置市  
青森市、盛岡市、秋田市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、新潟市、長野市、静岡市、浜松市
- ・ 特別区  
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ② 賠償項目

政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲（※2）が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
食品衛生法にもとづく検査費用（※3）	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等（※4）	・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費 ・ 検体配送費
	検査機器の購入費	シンチレーション式サーベイメーターの購入費

※2 政府指示等により余儀なくされた活動等や関連するガイドライン等の内容を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※3 「地方自治体の検査計画について」により策定した検査計画にもとづいて実施された検査に係る費用が対象となります。

※4 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

③ ご請求対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・ 会計年度が平成 24 年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成 24 年度であれば、支出日が平成 24 年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- ・ 平成 25 年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

④ ご請求受付開始時期

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

## 「学校給食等に係る検査費用」賠償金ご請求の受付概要

### ① 対象となる方

政府指示等にもとづき、学校給食等の放射性物質検査の実施を余儀なくされた、教育事業および児童福祉事業を運営する地方公共団体さま（※1）が対象となります。

※1 対象となる方は、下記の都県および都県内の市区町村の地方公共団体さまとなります。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ② 賠償項目

政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
学校給食等の 検査費用 (※2)	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した 消耗品費等 (※3)	・検体採取容器、検体収納容器の購入費 ・検体配送費
	検査機器の購 入費	シンチレーション式サーベイメーター の購入費

※2 学校や保育所等で、栄養士による献立等の栄養管理がなされ、「学校給食実施基準」等にもとづいて提供された給食およびその食材の検査に係る費用が対象となります。

※3 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ③ ご請求対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・会計年度が平成 24 年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成 24 年度であれば、支出日が平成 24 年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- ・食品中の放射性物質に関する検査の実施状況等を踏まえ、原則として平成 23 年度までが賠償の合理的な期間と考えておりますが、外部要因により十分な検査体制が整わなかった等のご事情を伺ったことを受け、子どもが日常的に摂取する学校給食等の特殊性等も踏まえ、平成 24 年度までに限

り、ご事情に応じて必要かつ合理的な範囲で賠償対象とさせていただきます。

- ・賠償対象期間につきましては、平成 25 年 3 月 31 日までとさせていただきます。

**④ ご請求受付開始時期**

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

**⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について**

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

## 「牧草等の定点調査に係る検査費用」賠償金ご請求の受付概要

### ① 対象となる方

政府指示等にもとづき、牧草等の放射性物質の定点調査等の実施を余儀なくされた地方公共団体さま（※1）が対象となります。

※1 下記の都県が対象となります。

- 牧草等（稲わらを除く）に対する検査  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県
- 稲わらに対する検査  
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ② 賠償項目

政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります（※2）。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 (※3※4)	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した 消耗品費等 (※5)	・検体採取容器、検体収納容器の購入費 ・検体配送費
	検査機器の購 入費	シンチレーション式サーベイメーター の購入費

※2 政府指示等により余儀なくされた活動等や関連するガイドライン等の内容を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※3 粗飼料中の放射性物質の暫定許容量の設定にともない、牧草等の出荷・給与・処分の制限および制限解除を判断するために実施した放射性物質の定点調査等の検査費用が対象となります。なお、弊社事故にともない、地方公共団体さま自らが運営する畜産・飼料製造等事業において負担を余儀なくされた費用につきましては、「農畜産物等に係る追加的費用」の対象となります。

※4 平成23年度に生産された稲わらを平成24年度に収集する場合の検査費用は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県のみが賠償対象となります。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

**③ ご請求対象期間**

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・会計年度が平成24年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成24年度であれば、支出日が平成24年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- ・牧草等に係る定点調査において、平成25年度モニタリング調査地域となった、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の地域につきましては、賠償対象期間を平成25年3月31日までとさせていただきます。
- ・上記6県における平成25年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

**④ ご請求受付開始時期**

平成25年8月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

**⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について**

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成25年8月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上



## 「農畜産物等に係る追加的費用」賠償金ご請求の受付概要

## ① 対象となる方

政府指示等および風評被害により、次に掲げる自ら生産、製造している農畜産物等に係る損害を受けられた地方公共団体さまが対象となります。

<農畜産物の生産に係る損害>

## ○政府指示等

農畜産物に係る政府指示等にもとづき、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた地方公共団体さまが対象となります。

## ○風評被害

弊社事故以降に農畜産物の風評被害を受け、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた下記の地方公共団体さまが対象となります。

- ・農産物（茶および畜産物を除き、食用に限る）：  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内の耕作地で農産物を生産されている地方公共団体さま
- ・茶：  
宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県内の耕作地で茶を生産されている地方公共団体さま
- ・林産物（食用に限る）：  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、広島県内の耕作地で林産物（ただし、広島についてはしいたけに限る）を生産されている地方公共団体さま
- ・牛肉（食用に限る）：  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県内の飼養地で牛肉（食用に限る）を生産されている地方公共団体さま
- ・牛乳、乳製品（食用に限る）：  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県で牛乳、乳製品（食用に限る）を生産されている地方公共団体さま
- ・畜産物（牛肉および牛乳、乳製品を除き、食用に限る）：  
福島県、茨城県、栃木県内の飼養地で畜産物を生産されている地方公共団体さま
- ・花き：  
福島県、茨城県、栃木県内の耕作地で花きを生産されている地方公共団体さま
- ・薪・木炭：  
岩手県、宮城県、福島県、栃木県内で薪・木炭を生産されている地方公共団体さま
- ・その他農産物：  
福島県内の耕作地で農産物を生産されている地方公共団体さま

## <堆肥等の製造に係る損害>

### ○政府指示等

堆肥等に係る政府指示等にもとづき、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた下記の地方公共団体さまが対象となります。

- ・動植物性物質（牛ふんおよび豚・家きん排せつ物を除く）を原料とする堆肥等の場合：

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県内で産出された動植物性物質（牛ふんおよび豚・家きん排せつ物を除く）を原料とする堆肥等を扱う地方公共団体さま

- ・牛ふんを原料とする堆肥等の場合（※1）：

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内で産出された牛ふんを原料とする堆肥等を扱う地方公共団体さま

※1 政府指示等が改正された平成24年7月11日までの間につきましては、放射性物質に汚染された稲わらの流通があった地域の地方公共団体さまも対象となります。

- ・下水汚泥等を原料とする堆肥等の場合：

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県内で産出された下水汚泥等を原料とする堆肥等を扱う地方公共団体さま

### ○風評被害

中間指針策定以降に堆肥等の風評被害を受け、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた下記の地方公共団体さまが対象となります。

- ・家畜排せつ物を原料とする堆肥：

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県内で産出された堆肥等を扱う地方公共団体さま（※2）

※2 上記以外の地方公共団体さまにつきましても、風評被害に係る損害により負担を余儀なくされた費用につきましては、個別事情をお伺いのうえ適切に対応させていただきます。

## <飼料の製造に係る損害>

### ○政府指示等

飼料に係る政府指示等にもとづき、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた地方公共団体さまが対象となります。

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県内で産出された家畜飼料を扱う地方公共団体さま

### ○風評被害

中間指針策定以降に飼料の風評被害を受け、検査やその他追加的費用の負担を余儀なくされた下記の地方公共団体さまが対象となります。

岩手県、宮城県、福島県、栃木県内で産出された家畜飼料を扱う地方公共団体さま（※3）

※3 上記以外の地方公共団体さまにつきましても、風評被害に係る損害により負担を余儀なく

くされた費用につきましては、個別事情をお伺いのうえ適切に対応させていただきます。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

## ② 賠償項目

政府指示等または風評被害により、負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 (※4)	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等 (※5)	・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費 ・ 検体配送費
	検査機器の購入費	シンチレーション式サーベイメーターの購入費
農畜産物等の保管・処分等に係る追加的費用 (※6)	保管費	・ 保管対象物の搬出準備費 ・ 保管対象物の運搬費 ・ 保管対象物の管理費 ・ 作業員の被ばく対策費
	処分費	・ 処分対象物の搬出準備費 ・ 処分対象物の運搬費 ・ 処分対象物の処分費 ・ 作業員の被ばく対策費
	代替肥料等の購入費等 (※5)	・ 保有する堆肥等が利用制限の対象となったために、新たに購入せざるを得なかった代替肥料の購入費 ・ 保有する飼料の給与や放牧の制限・自粛の対象となったために、新たに購入せざるを得なかった代替飼料の購入費

※4 放射性物質に汚染されている恐れがある農畜産物、堆肥等、飼料に係る検査費用が対象となります。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

※6 政府指示等が定める対象物ごとの放射性物質の暫定許容値を上回る、もしくは風評被害により負担を余儀なくされた農畜産、堆肥等、飼料における保管・処分等に係る追加的費用が対象となります。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

## ③ ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故

によるご損害を対象とさせていただきます。

- 会計年度が平成 24 年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成 24 年度であれば、支出日が平成 24 年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- 出荷制限に係る損害では、出荷制限指示の解除日までを賠償対象期間とさせていただきます。
- 牧草等を原料とする飼料の製造において、平成 25 年度における政府指示等による牧草等の流通等の自粛地域の対象地域となった、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の地域につきましては、賠償対象期間を平成 25 年 3 月 31 日までとさせていただきます。
- 上記の損害もしくは地域以外における平成 25 年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

#### ④ ご請求受付開始時期

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

#### ⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

## 「民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害」 賠償金ご請求の受付概要

### ①対象となる方

#### (a) 対象となる事業

地方公共団体さまが営む事業のうち「民間事業者と同様の立場で行う事業」（※1）が対象となります。

※1 「民間事業者と同様の立場で行う事業」とは、一般行政活動に係る事業以外の企業活動に係る事業（公営企業）のうち、下記①～③の要件を全て満たす事業となります。

- ① サービス等の受益者から使用料収入等を得ていること
- ② 一事業体として他の事業と明確に区分されていること
- ③ 事業に係る経費を当該収入等で賄うものとされていること

これらの要件を満たすのは、原則として地方財政法第六条の公営企業が実施する事業になります。

＜地方財政法第六条の公営企業（地方財政法施行令第四十六条）＞

- 一 水道事業 二 工業用水道事業 三 交通事業 四 電気事業 五 ガス事業 六 簡易水道事業 七 港湾整備事業 八 病院事業 九 市場事業 十 と畜場事業 十一 観光施設事業 十二 宅地造成事業 十三 公共下水道事業

なお、地方財政法第六条の公営企業に該当しない場合につきましても、前記の要件をすべて満たす場合につきましては、「民間事業者と同様の立場で行う事業」として対象になります。

#### (b) 対象となる損害

「民間事業者と同様の立場で行う事業」につきまして、下記の損害が認められる場合には、必要かつ合理的な範囲で賠償金をお支払いいたします。

損害の種類	対象となる損害	対象となる地方公共団体さま
避難指示等に係る営業損害	避難指示等にともない、営業が不能になるまたは取引が減少する等、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合の当該減収分、および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	政府による避難指示等以前に事業を開始されており、「避難等対象区域」で事業の全部または一部を営まれていた（または現に営まれている）地方公共団体さま
その他政府指示等に係る営業損害	その他政府指示等にともない、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため現実に減収が生じた場合の当該減収分および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	政府指示等の対象事業者となった地方公共団体さま

損害の種類	対象となる損害	対象となる地方公共団体さま
風評被害に係る営業損害	利用者が弊社事故を理由に解約・予約控え等をしたことにより、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合の当該減収分、および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	①別記の地域で観光業を営み、風評被害を受けられた地方公共団体さま（※2） ②福島県（避難等対象区域外）内でサービス業等を営み、風評被害を受けられた地方公共団体さま 等

※2 主として観光客を対象として営業（観光業 ※3）を行っている「民間事業と同様の立場で行う事業」の下記の地域に所在する事務所において、弊社事故以降に生じた解約・予約控え等による風評被害を受けられた地方公共団体さま  
福島県(避難等対象区域外)、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の太平洋沿岸地域（銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里市、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市）、宮城県丸森町

※3 観光業とは具体的には、下記の業種を指します。

1. ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業  
主として観光客を対象とするレジャーホテル、リゾートホテル、温泉旅館、観光地の旅館等の宿泊業、旅行業
2. レジャー施設、旅客船等の観光産業  
主として観光客を対象とする遊園地、テーマパーク、水族館、旅客船等の観光業
3. バス、タクシー等の交通産業  
主として観光客を対象とする交通業
4. 文化・社会教育施設  
主として観光客を対象とする郷土資料館、歴史博物館等の施設運営業
5. 観光地における飲食業や小売業  
主として観光客を対象とする飲食店やみやげ物店等の飲食業、小売業

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

なお下記の事業につきましては、事業の特性等から、原則として賠償金のお支払いの対象にはならないものと考えております。

対象事業	損害の種類	賠償対象判断
宅地造成事業	避難指示等に係る営業損害／風評被害に係る営業損害	宅地等の販売完了までが1つの事業期間となっており、事業完了までの一期間において減収が生じても損害とは認められないと考えております。
水道事業・簡易水道事業（上下水等副次産物に係るものを除く）	風評被害に係る営業損害	提供するサービスの性質上、消費者等によるサービスの利用控え等の影響は飲用等に限定されることが想定され、弊社事故と相当因果関係が認められる減収については、ご証明いただくことが困難であると考えております。
工業用水道事業、および公共下水道事業（上下水等副次産物に係るものを除く）／交通事業／電気事業／ガス事業		提供するサービスの性質上、消費者等によるサービスの利用控え、利用停止等が想定されないと考えております。

## ②賠償項目

下記の賠償項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	具体的内容
逸失利益	避難指示等、その他政府指示等、または風評被害等にともない、事業に支障が生じたことにより現実に減収があった場合の当該減収分
検査費用	事業運営のために実際にご負担を余儀なくされた放射性物質検査費用
その他追加的費用	事業に支障が生じたため、または事業への支障を避けるためにご負担を余儀なくされた追加的費用

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

## ③ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・検査費用および追加的費用につきましては、会計年度が平成24年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成24年度であれば、支出日が平成24年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- ・避難指示等に係る営業損害につきましては、事業所の所在する地域により、賠償対象期間は下記のとおりとなります（※4）。

「避難指示区域」(特定避難勧奨地点を除く)	平成 27 年 2 月末まで
「旧緊急時避難準備区域」	平成 25 年 12 月末まで
「旧屋内退避区域および南相馬市の一部」	平成 25 年 5 月末まで

(地域区分につきましては、別表をご参照ください)

※4 賠償対象期間後も休業等を余儀なくされた、地方公共団体さまが営む事業につきましては、具体的な状況を確認させていただいたうえで、お取り扱いさせていただきます。

・上記以外の賠償対象期間につきましては、改めてご案内させていただきます。

#### ④ご請求受付開始時期

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

#### ⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

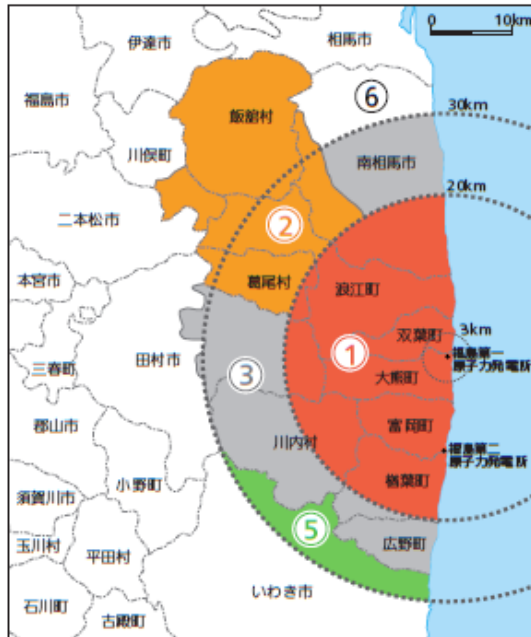
弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に 配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室(コールセンター) [0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上



(別表)

【避難等対象区域】



- ①平成 24 年 3 月 31 日時点の警戒区域\*
- ②平成 24 年 3 月 31 日時点の計画的避難区域\*
- ③旧緊急時避難準備区域のうち、下記④以外の区域
- ④特定避難勧奨地点 (地図に表示しておりません)
- ⑤旧屋内退避区域のうち、上記②～④以外の区域
- ⑥南相馬市全域のうち、上記①～④以外の区域

※ 避難指示区域の見直しにより平成 24 年 4 月 1 日以降、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された区域および福島第一原子力発電所から半径 20km 以上の楢葉町全域を含みます。

対象区域	対象区域のご説明
①平成 24 年 3 月 31 日時点の警戒区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所 (以下「福島第一原子力発電所」という) から半径 20 キロメートル圏内の区域
②平成 24 年 3 月 31 日時点の計画的避難区域	平成 23 年福島第一および第二原子力発電所事故にかかる原子力災害対策本部長 (以下「原子力災害対策本部長」という) が平成 23 年 3 月 12 日付で避難のための立退きを指示した区域 (①の区域) を除く以下の区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葛尾村</li> <li>・浪江町</li> <li>・飯館村</li> <li>・川俣町の一部: 山木屋並びに町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班までおよび 167 林班</li> <li>・南相馬市の一部: 原子力災害対策本部長が平成 23 年 3 月 15 日付で屋内への退避を指示した区域 (福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域) のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字櫛川、原町区馬場字薬師岳および原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班までおよび 2130 林班</li> </ul>
③旧緊急時避難準備区域のうち、下記④以外の区域	原子力災害対策本部長が平成 23 年 3 月 12 日付で避難のための立退きを指示した区域 (①の区域) を除く以下の区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広野町</li> <li>・川内村</li> <li>・田村市の一部: 都路町、船引町横道、常葉町堀田および常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班までおよび 301 林班から 303 林班までの一部</li> <li>・南相馬市の一部: 原子力災害対策本部長が平成 23 年 3 月 15 日付で屋内への退避を指示した区域 (福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内の区域) のうち、②の区域を除いた区域</li> </ul>
④特定避難勧奨地点	政府により特定避難勧奨地点として設定された地点
⑤旧屋内退避区域のうち、上記②～④以外の区域	福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル以上 30 キロメートル圏内で、上記②～④以外の区域 (屋内退避指示は平成 23 年 4 月 22 日付で解除)
⑥南相馬市全域のうち、上記①～④以外の区域	南相馬市全域のうち、①～④以外の区域 (南相馬市は、3 月 16 日、市民に対し、一時避難を要請・支援、屋内退避区域の指定が解除された同年 4 月 22 日、南相馬市のうち、上記①、②、③を除く区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した)

**「ご被害者さま支援のために代わってご負担いただいた  
弊社が負担すべき費用」賠償金ご請求の受付概要**

**① 対象となる方**

弊社事故にともない損害を受けられた個人さま、法人さま、個人事業主さま（以下、ご被害者さま）に対するご支援のために、弊社が負担すべき費用を代わってご負担いただいた地方公共団体さまが対象となります。

**② 賠償項目**

弊社事故にともない損害を受けられたご被害者さま（※1）に対して、ご被害者さまに発生した弊社事故と相当因果関係が認められる損害を補填することを目的としたご支援として、弊社が負担すべき費用（※2）を代わってご負担いただいた下記の費用のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	内容
ご被害者さま支援のために弊社に代わってご負担いただいた弊社が負担すべき費用	補助金等の交付金	ご被害者さまに発生した弊社事故と相当因果関係が認められる損害を補填する目的で交付した補助金等
	物品購入費用	ご被害者さまに発生した弊社事故と相当因果関係が認められる損害を補填する目的で提供された物品等の購入費用
	業務委託費用	ご被害者さまに発生した弊社事故と相当因果関係が認められる損害を補填する目的で代替実施した業務等に係る業務委託費用

※1 弊社事故にともない損害を受けられ、弊社が賠償金をお支払いすべき方に対するご支援に係る費用が対象となります。

- ・ 避難等対象者の方
- ・ 避難等対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた方
- ・ 出荷制限指示等の対象となった方
- ・ その他弊社事故にともなう政府指示等の対象となった方
- ・ 風評被害や間接被害を受けられた方

福島県さま以外の地方公共団体さまが実施した避難等対象者の方へのご支援に係る費用につきましては、災害救助法の適用対象外となる費用のうち、避難等対象者の方に弊社が賠償金をお支払いさせていただいている費用に限り、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。

※2 地方公共団体さまが追加的に支出された、弊社事故にともない損害を受けられたご被害者さまへのご支援に係る費用のうち、弊社が賠償金をお支払いしております賠償項目に該当する支援項目が対象となります。

## (a) 避難等対象者の方へのご支援

支援の目的	支援項目	具体的事例
避難・帰宅 に対するご 支援	交通費	避難等を余儀なくされた方への下記の費用 ・避難・帰宅にともなう交通費に対する補助金 ・避難・帰宅にともなう交通手段提供に要した 業務委託費用
	宿泊費	避難等を余儀なくされた方への下記の費用 ・避難・帰宅にともなう宿泊費に対する補助 金 ・避難・帰宅にともなう民間宿泊施設の借上 費用
	家財道具 移動費用	避難等を余儀なくされた方への下記の費用 ・避難・帰宅にともなう家財道具移動費用に 対する補助金 ・避難・帰宅にともなう家財道具移動のため の移動手段提供に係る業務委託費用
	家賃等に 係る費用	避難生活にともない住宅を賃借した方への 下記の費用 ・家賃、礼金、仲介手数料に対する補助金 ・民間住宅の借上費用
	物品購入 費の増分 費用	生活に必要な不可欠な家財道具等(※3)につ いて、自宅からの持ち出しができない等の理 由により避難期間中に新たに必要となった 方への下記の費用 ・家電製品、物品等の購入に対する補助金 ・提供した家電製品・物品等の購入費用
放射性物質 に係る検査 に対するご 支援	検査費用 (物)	避難等対象区域内に財物を所有する方が検 査を余儀なくされた際の下記の費用 ・検査費用に対する補助金 ・検査を代わって実施した際に要した 業務委託費用 ・検査機器の購入費用に対する補助金
生活再開に 対するご支 援	住宅等の 補修・清掃 費用	弊社事故による避難等にともなう管理不能 により、避難等対象区域内の住宅等に生じた 損害を原状回復するための下記の費用 ・管理不能により汚損した建物内の清掃に対 する補助金 ・避難期間中に雨漏りにより使用不可となっ た内装の補修に対する補助金

※3 生活に必要不可欠な下記の家財道具等が対象となります。

項目	品目名
家電製品	テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、暖房器具、温水洗浄便座等
物品全般(家電製品以外)	家具、寝具、カーテン、絨毯、学校の制服、礼服、就労に関し必要な被服 等

(b) 避難等対象区域内で農業・漁業・畜産業以外の事業を営んでいた方へのご支援

支援の目的	支援項目	具体的事例
事業支障補填のためのご支援	商品や営業資産等の廃棄費用	避難等指示にともない事業に支障が生じた方への下記の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>商品や営業資産等の廃棄費用に対する補助金</li> <li>商品や営業資産等の廃棄に係る業務委託費用</li> </ul>
	逸失利益	避難等指示にともない事業に支障が生じた方への下記の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>商品価値の減少補填を目的とした買い上げ費用</li> </ul>
事業再開に対処のご支援	事業拠点の移転費用	事業支障の回避、事業再開のために避難等対象区域からの移転を余儀なくされた方への下記の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業拠点の引越しに対する補助金</li> <li>事業拠点の引越し業務の提供に係る業務委託費用</li> </ul>
	交通費の増分費用	避難等指示により、迂回を余儀なくされた方への下記の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン代の増加費用に対する補助金</li> </ul>
	仮事業拠点の賃借料	事業再開のために賃借した仮事務所、工場、店舗に係る下記費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>仮事業拠点確保のための賃借料に対する補助金</li> <li>仮事業所、工場、店舗に使用する建物の借上費用</li> </ul>
放射性物質に係る検査に対処のご支援	検査費用(物)	避難等対象区域内に財物を所有する方が検査を余儀なくされた際の下記の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>検査費用に対する補助金</li> <li>検査を代わって実施した際に要した業務委託費</li> <li>検査機器の購入費用に対する補助金</li> </ul>

(c) 農業・漁業・畜産業を営んでいた方へのご支援

支援の目的	支援項目	具体的事例
事業支障補填のためのご支援	生産物等の廃棄費用	出荷制限指示等の対象となった農畜産物等に係る下記の費用 ・廃棄処理に対する補助金
	逸失利益	出荷制限指示等の対象となった農畜産物等に係る下記の費用 ・商品価値の減少補填を目的とした買い上げ費用
事業再開に対するご支援	飼料・堆肥等の給与制限・使用制限にともなう代替品の調達費用	給与・使用制限にともない代替品の調達を余儀なくされたことによる下記の費用 ・調達費用の増分に対する補助金 ・提供した代替品の調達費用
放射性物質に係る検査に対するご支援	検査費用(物)	出荷制限指示等の対象となった方および風評被害を受けられた方が検査を余儀なくされた際の下記の費用 ・検査費用に対する補助金 ・検査を代わって実施した際に要した業務委託費 ・検査機器の購入費用に対する補助金

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められるご被害に対するご支援につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

③ ご請求対象期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・会計年度が平成 24 年度までの費用がご請求の対象となります（会計年度が平成 24 年度であれば、支出日が平成 24 年度の出納整理期間内の費用もご請求の対象となります）。
- ・平成 25 年度以降の会計年度に関するご請求につきましては、改めてご案内させていただきます。

④ ご請求受付開始時期

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上

## 「空間線量検査費用」賠償金ご請求の受付概要

### ① 対象となる方

住民のみなさまの放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために、空間線量検査の実施を余儀なくされた、地方公共団体さま（※1）が対象となります。

※1 対象となる方は、下記の都県および都県内の地方公共団体さまとなります。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

上記以外につきましても、弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ② 賠償項目

住民のみなさまの放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために、実施を余儀なくされた空間線量検査に係る下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用	検査委託費	検査機関への検査委託費
	検査機器の購入費	シンチレーション式サーベイメーター、GM管式サーベイメーターの購入費
	自ら購入した消耗品費等（※2）	検査実施場所への交通費

※2 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

上記以外につきましても、弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

### ③ ご請求対象期間

原則として、弊社事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 23 年 12 月 31 日までに被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

- ・会計年度が平成 23 年度であれば、支出が確定した日が平成 23 年 12 月 31 日までの費用もご請求の対象となります。
- ・平成 23 年 11 月までに順次航空機モニタリングの結果が公表され、かつ 12 月に発表された「総合モニタリング計画」に基づく、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受けて文部科学省が継続的に実施している放射線モニタリングの見直しについて」より、急激な放射線量の増加が今後は想定されないことが確認できるため、それ以降の検査は、基本的には不安・恐怖の緩和の手段として、必要かつ合理的な範囲にあたらぬと考えられることから、原則として賠償対象期間を平成 23 年 12 月 31 日までとさせていただきます。

④ **ご請求受付開始時期**

平成 25 年 8 月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤ **弊社所定の賠償金ご請求書等について**

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成 25 年 8 月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上